



日医発 1162 号（保険）
令和 8 年 9 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

令和 8 年度医薬品価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、平成 28 年 12 月の「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」において、2 年に 1 度の薬価改定の間年度においても薬価調査を実施し、薬価改定を行うことが定められたことに伴い、薬価基準の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施されるものです。

調査対象施設に対しては、9 月中旬から下旬にかけて厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ）より直接調査票が送付され、令和 8 年 10 月 19 日（月）までに厚生労働省の委託業者に提出いただくことになっておりますが、本調査は強制されるものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構であります。

また、熊本地震や台風・豪雨への対応を最優先していただき、本調査にあたっては、当該対応に支障がない範囲で、ご協力いただくことで差し支えありません。

調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

記

「令和 8 年度医薬品価格調査」に関する厚生労働省の委託業者について

【委託業者：調査担当者（コールセンター）】

〒203-0053 東京都東久留米市本町 1-4-1

株式会社インテージリサーチ

厚生労働省医薬品価格調査事務局

TEL : 042-610-2174

mail : iyaku-info@intage.com

（添付資料）

・令和 8 年度医薬品価格調査の実施について

（令和 8 年 8 月 25 日 医産発 0825 第 9 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官）

医産発 0825 第 9 号

令和 8 年 8 月 25 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官

(公 印 省 略)

令和 8 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、熊本地震や台風・豪雨への対応を最優先していただき、本調査にあたっては、当該対応に支障がない範囲で、ご協力いただくことで差し支えありません。

令和８年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和８年９月取引分の薬価基準に収載されている全ての医薬品

3 調査項目

(１) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(２) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客体数

(１) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により３分の２の抽出率で抽出された営業所等を対象

調査客体数 約４，３００客体

(２) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により４０分の１の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約２００客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により４００分の１の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約３００客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により１２０分の１の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約５００客体

5 調査票の配布時期

令和８年９月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定

6 提出期限

(１) 販売サイド調査：令和８年１０月１９日(月)

(２) 購入サイド調査：令和８年１０月１９日(月)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。

イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。

エ 厚生労働省が調査票を集計する。